

農業委員会だより

第11号 平成28年8月 編集発行 安中市農業委員会 382-1111 (内線1452)



会長あいさつ



安中市農業委員会

会長 中島 武司

青田波に今年の実りを期待する季節となりました。農家の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

安中市農業委員任期満了及び農業委員会等に関する法律の一部改正（平成28年4月1日施行）に伴い、今までの農業委員の公選制が廃止され、市長任命により新たに17名の農業委員が選出されました。

平成28年度最初の農業委員会総会において、農業委員の推挙をいただき、会長に就任することとなりました。大変身の引き締まる思いです。また、会長職務代理には白石力委員が就任いたしました。

なお、現場活動を積極的に行なうため、今回の一部改正により、農地利用最適化推進委員が新設され、会長として17名を委嘱しました。共々よろしくお願い申し上げます。

戦後、農地改革が行なわれ、自らが耕作をし、国民の食料供給を担って来ました。しかし工業化が進み、今や世界第3位の経済大国となる一方、食料自給率は39%に低下しました。農業は後継者不足や耕作者の高齢化などの要因により、耕作放棄地が拡大し、大変深刻な社会問題となっています。そのため、国においても、これらの問題を改善するため国土の保全、国益増強を得る改正農地法を行いました。農業は国の最重要産業の一つです。私達委員はこの掛け替えない優良農地を守り、新規就農者や担い手に幹旋を推進しながら、転用等の法令業務に邁進したいと思っております。今後とも委員が一九となって農業振興に取り組んでまいります。存ですので、よろしくお願い申し上げます、挨拶いたします。

農業委員の紹介

平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間、新たに農業委員となりました。



佐藤 克彦
(磯部)



竹内 佳重
(磯部)



清水 尚幸
(原市)



中島 武司
(安中) 会長



磯貝 俊夫
(秋間)



内田 忠雄
(板鼻)



職務代理
白石 力
(岩野谷)



宮口 太郎
(東横野)



中島 吉久
(臼井)



橋本 一男
(松井田)



上原 正孝
(後閑)



上原 恵美子
(後閑)



上原 一夫
(細野)



柳澤今朝孝
(九十九)



小井土政世
(西横野)



佐藤 功
(坂本)



金井 和夫
(細野)

『農地の転用・売買などには農地法の許可が必要です。』

農地法による許可申請受付締切は毎月10日(休日の場合は翌開庁日)です。開庁日を除いて申請受付出来ますので早めの申請をお願いします。

また、農地転用許可後に進捗状況報告及び事業完了報告の義務がありますので、報告書の提出をお願いします。

『農地を相続した場合には農業委員会への届出が必要です。』

相続で農地の権利を取得した場合には、農業委員会へ届出の義務がありますので、届出書の提出をお願いします。

農地利用最適化推進委員の紹介

平成28年4月4日から平成31年3月31日の3年間、新たに農地利用最適化推進委員となりました。



武井 隆夫
(磯部)



土屋 智則
(原市)



委員長
須藤 哲也
(安中)



長澤 和雄
(安中)



中島良農夫
(板鼻)



志村 正巳
(岩野谷)



佐藤 昇
(東横野)



高瀬 淳一
(東横野)



武井 正夫
(臼井)



鍋島 義明
(松井田)



鬼形 明房
(後閑)



小林 明男
(秋間)



副委員長
小坂橋 博
(九十九)



飯野 優
(西横野)



大貫 晃
(西横野)



浅野 博史
(坂本)



金井登美雄
(細野)

『適正管理で農地を守りましょう』

農地の所有者や権利者は、その農地の適正な管理をしなければなりません。管理せず放置すると、雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。たとえ作付けを行わない農地であっても、草刈りなどをして、定期的に適切な農地管理を行い耕作放棄地にならないよう、きちんと管理して守りましょう。

また、利用状況確認の農地パトロール及び耕作されていないと思われる農地の所有者へ、利用意向調査を行なうことがありますので、ご協力お願いいたします。

「農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!」

◇農業者年金の加入要件

次の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

- 一・年齢要件・・・60歳未満
- 二・国民年金要件・・・国民年金第1号被保険者
- 三・農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事

※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます。

◇農業者年金は積立方式

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の仕組みです。脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することができます。

◇保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できるので、経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

◇税制上の優遇措置

- 一・支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- 二・受けとる年金は公的年金等控除が適用
- 三・運用益も非課税

◇終身年金

原則65歳から「農業者老齢年金」を受給できます。仮に終身年金加入者や受給者が80歳前に亡くなされた場合でも、その時から80歳までに受けとれるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

※詳しくは碓氷安中農業協同組合東部及び西部支所または農業委員会事務局まで

「家族経営協定を結びませんか？」

◇家族経営協定とは？

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、将来の目標などについて家族間で十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるものです。「家族だからわざわざ文書にしなくても分かり合っている」と思われるかもしれませんが、家族全員が働きやすい環境づくりを決めることが重要です。

◇家族経営協定を締結する目的は何ですか？

家族で農業を営む家族経営は、家族だからこその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後

継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。

◇協定後のメリット

- 一・農業者年金保険料の助成が受けられます。
- 二・夫婦の場合、青年就農給付金の上乗せが受けられます。
- 三・農業改善資金などの低金利融資を受けられます。

- 四・共同経営している配偶者や後継者も認定農業者になれます。

(メリットを受けるには、一定の条件があります)

※詳しくは農業委員会事務局まで

「全国農業新聞を読みませんか？」

農業経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

◇発行日：毎週金曜日

◇発行元：全国農業会議所

◇購読料：一ヶ月700円

※申込は農業委員会事務局まで